

消防予第 3 7 2 号  
平成 3 0 年 6 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿  
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に  
添付する点検票の様式の一部を改正する件の公布について

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 12 号。以下「改正告示」という。）が平成 30 年 6 月 1 日に公布されました。

今回の改正は、実機での検証や現場での実態調査に基づく検討を踏まえ、非常電源（自家発電設備）の点検方法を合理化する等の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

#### 記

#### 1 総合点検における運転性能に係る点検の見直しについて

現行規定では、運転性能に係る点検の方法は負荷運転に限られているところ、負荷運転の代替点検方法として、内部観察等を規定したこと。

#### 2 負荷運転の実施周期の見直しについて

現行規定では、1 年に 1 回の総合点検において負荷運転を行う必要があるところ、潤滑油等の交換など運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合には、点検周期を 6 年に延長することとしたこと。

なお、非常電源（自家発電設備）の点検実施時には、以下の 2 点について留意されたい。

- （1）平成 29 年 6 月以降に現行規定に基づく負荷運転を実施している非常電源（自家発電設備）については、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じることにより、当該負荷運転を実施してから 6 年を経過するまでの間は、改正告示による改正後の昭和 50 年消防庁告示第 14 号（消防用設備等の点

検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式) (以下「点検基準」という。) 別表第 24 第 2 項 (6) に規定する運転性能に係る点検を実施しないことができること。

ただし、平成 29 年 5 月以前に現行規定に基づく負荷運転を実施している非常電源 (自家発電設備) にあっても、当該負荷運転を実施して以降、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じていたことが過去の記録等により確認できるものに限り、当該負荷運転を実施してから 6 年を経過するまでの間は、点検基準別表第 24 第 2 項 (6) に規定する運転性能に係る点検を実施しないことができること。

(2) 平成 29 年 6 月以降に製造された非常電源 (自家発電設備) については、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じることにより、製造年から 6 年を経過するまでの間は、点検基準別表第 24 第 2 項 (6) に規定する運転性能に係る点検を実施しないことができること。

ただし、平成 29 年 5 月以前に製造された非常電源 (自家発電設備) にあっても、製造年以降、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じていたことが過去の記録等により確認できるものに限り、製造年から 6 年を経過するまでの間は、点検基準別表第 24 第 2 項 (6) に規定する運転性能に係る点検を実施しないことができること。

### 3 負荷運転の対象の見直しについて

現行規定では、総合点検の際に、すべての非常電源 (自家発電設備) に負荷運転を必要としているところ、ガスタービンを原動力とする自家発電設備は負荷運転を不要としたこと。

### 4 換気性能の点検の見直しについて

現行規定では、負荷運転時に換気性能に係る点検を行うこととされているところ、無負荷運転時に換気性能に係る点検を行うように変更したこと。

### 5 施行期日等に関する事項について (改正告示附則関係)

公布の日から施行することとしたこと。

非常電源（自家発電設備）点検票（設備名）					
名称				防火管理者	印
所在				立会者	印
点検種別	機器・総合		点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
点検者	資格 番号		点検者 所属会社	社名 TEL	
	氏名 印			住所	
点設備名	原動機	製造者名		発電機	製造者名
		型式等			型式等
点検項目			点検結果		
			種別・容量等の内容	判定	不良内容
機器点検					
設置状況	周囲の状況				
	区画等		キュービクル式 キュービクル式以外		
	水の浸透				
	換気		自然 機械		
	照明				
	標識				
表示					
自家発電装置	原動機・発電機		種類： / kW		
	冷却装置	ラジエータ、配管等			
		冷却ファン			
	潤滑油類				
その他の付属機器類					
始動装置	※始動用蓄電池設備				
	始動用空気設備	外形			
		空気だめ		MPa ℓ	
		潤滑油類			
始動用燃料					

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
  - 票中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

制 御 装 置	周囲の状況					
	発電機盤					
	自動始動盤					
	補機盤					
	電源表示灯					
	表示灯					
	開閉器・遮断器					
	ヒューズ類			A		
継電器						
保護装置						
計器類						
燃料容器等	外形					
	燃料貯蔵量	種類	ℓ			
冷却水 タンク	外形					
	水量		ℓ			
排気筒	周囲の状況					
	外形					
	貫通部					
配管						
結線接続						
接地						
始動性能						
運転性能	運転状況					
	換気					
停止性能	手動停止					
	自動停止					
耐震措置						
予備品等						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。  
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。  
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。  
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。  
 6 票中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

総 合 点 検								
接 地 抵 抗		種 種		Ω				
絶 縁 抵 抗		種 種		MΩ				
自家発電装置の接続部								
始 動 装 置	※始動用蓄電池設備							
	始動用空気圧縮設備			ℓ				
	始 動 補 助 装 置							
保 護 装 置								
※※ 運 転 性 能	<u>負 荷 運 転</u>			<u>        </u>	kW			
	<u>内 部 観 察 等</u>							
切 替 性 能	運 転 切 替 性 能							
	※蓄電池切替性能							
	始動用燃料切替性能							
備 考	電気主任技術者 氏名及び番号							
	<u>負荷運転又は内部観察等の最終実施年月（      年      月）</u>							
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日	製 造 者 名	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日	製 造 者 名

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
  - 票中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。
  - 票中※※印のあるものは、当該点検項目の最終実施年月を備考欄に記入し、別表第24第2項(6)に規定する運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合は、当該保全策を講じていることを示す書類を添付すること。

消 防 予 第 373 号  
平成 30 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

消防用設備等の点検要領の一部改正について (通知)

消防用設備等の点検については、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。)により運用いただいているところですが、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式の一部を改正する件」(平成30年消防庁告示第12号。以下「点検基準」という。)の公布等に伴い、点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

点検要領の別添の一部を次のように改正する。

「第24 非常電源(自家発電設備)」を本通知別添1のとおりに改める。

「第33 特定小規模施設用自動火災報知設備」を本通知別添2のとおりに改める。

「第35 複合型居住施設用自動火災報知設備」を本通知別添3のとおりに改める。

なお、別紙については点検要領の一覧であり、下線のあるものが今回一部改正した点検要領であること。また、参考資料として新旧対照表を添付するので、執務上の参考とされたい。

消防庁予防課設備係 担当：四維、祝迫 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
---

(別添1)

運転性能の維持に係る予防的な保全策（参考例）

非常電源（自家発電設備）の交換・整備履歴表

作成	年月日	平成 30 年 4 月 30 日		所属会社	社名 ○○○○○株式会社		
	氏名	予防 太郎			住所		
自家発電設備製造年月		平成 26 年 4 月 30 日		TEL 03-0000-0000			
設備名等	原動機	製造者名 ○○○○○株式会社		発電機	製造者名 ○○○○電機株式会社		
		型式等 ABC-3 型			型式等 SDUR-999		
区分	部品等	製造者の交換（点検）推奨年数	前回の交換（点検）年月	今回の交換（点検）実績	今回の交換・整備の内容		
自家発電装置	原動機潤滑油	1	H29.4	○	金属粉混入の分析結果により交換		
	発電機軸受潤滑油	2	H28.4	○	交換		
	冷却水	2	H28.4	○	交換		
	燃料フィルター	1	H29.4	○	交換		
	潤滑油フィルター	1	H29.4	○	交換		
	給気フィルター	4	H29.4	—	清掃		
	冷却ファン駆動用 Vベルト	4	—	○	ひび割れ、伸びにより交換		
	ゴムホース	4	—	○	交換		
	シール材	燃料、冷却水、潤滑油系統	4	—	○	交換	
		給気、排気配管	4	—	○	交換	
外箱の扉、給油口等		4	—	○	交換		
制御装置	始動用蓄電池	6	—	—	内部抵抗確認、電解液補充		
	PLC 用電池	6	—	—			
始動補助装置	予熱栓	(1)	(H29.4)	(○)	目視確認		
	点火栓	—	—	—	該当なし		
	冷却水ヒータ	(1)	(H29.4)	(○)	温度確認、断線確認		
	潤滑油プライミングポンプ	(1)	(H29.4)	(○)	機能確認		
備考	整備・点検実施年月	氏名 及び 資格					
	H26.4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999990、○○技術資格者No.99999					
	H27.4	予防 一郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999991、△△資格者No.11111					
	H28.4	予防 二郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999992、××専門資格者No.22222					
	H29.4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999990、○○技術資格者No.99999					
	H30.4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999990、○○技術資格者No.99999					

第1 ～ 第23 (略)

第24 非常電源 (自家発電設備)

1 一般的留意事項

- (1) 非常電源として設置されている自家発電設備は、電気事業法による自家用電気工作物としての適用を受けるので、点検はその施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いのもとに行うことが望ましいこと。なお、電気事業法による保安規程に基づく維持管理も必要となるため、この点検と同時に計画することが適当であること。
- (2) 総合点検における運転性能の確認(負荷運転又は内部観察等)については、自家発電設備の点検及び整備において、必要な知識及び技能を有する者が実施することが適当であること。また、点検結果の詳細データ等を示す書類を添付することが望ましいこと。
- (3) 総合点検における運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられていることを示す書類の例としては、別添1の表が考えられること。

2 機器点検

点検項目	点検方法	判定方法 (留意事項は※で示す。)
設置状況	周囲の状況 目視により確認する。	<p>ア 第24-1表に掲げる保有距離を有していること。</p> <p>イ キュービクル式自家発電設備は、その前面に1m以上の幅の空地を有していること。</p> <p>ウ キュービクル式自家発電設備を屋外に設ける場合は、キュービクル式以外の非常電源専用受電設備若しくはキュービクル式以外の蓄電池設備又は建築物等から1m以上離れていること。</p> <p>エ キュービクル式以外の自家発電設備を屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合は、隣接する建築物若しくは工作物から3m以上の水平距離を有していること。ただし、隣接する建築物若しくは工作物の部分が不燃材料で造られ、かつ、建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は3m未満の水平距離でよい。</p> <p>オ キュービクル式以外の自家発電設備を室内に設ける場合は、不燃専用室に設置されていること。</p> <p>カ アに規定する保有距離及びイに規定する保有空地内には、使用上及び点検上の障害となる物品が置かれていないこと。</p>
運転性能	<p>原動機にガスタービンを用いる自家発電設備以外のものについて、負荷運転又は内部観察等を実施すること。ただし、製造年から6年を経過していないもの又はこの点検を実施してから6年を経過していないものであって、別添2に示す運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合を除く。</p> <p>負荷運転 擬似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。</p>	<p>ア 運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。</p> <p>イ 運転中の記録はすべて製造者の指定値範囲であること。</p> <p>※(7) 擬似負荷装置の設置については、容量、設置場所、仮設給排水方法、仮設ケーブル敷設、危険標識設置、監視員の配置等について、電気主任技術者及び防火管理者と十分打合せを行って実施すること。</p> <p>(イ) 負荷運転前の確認事項 負荷運転前に、設備全般にわたり次の事項を確認すること。 a 機器点検における始動試験の始動前の確認事項 b 当該点検項目以外の項目で確認された不備事項が改善されていること。</p> <p>(ロ) 負荷運転後の確認事項 a 負荷運転の終了後は、スイッチ、ハンドル、弁等の位置が自動始動運転待機状態になっていることを確認すること。 b 消費した燃料、冷却水が補給されることを確認すること。</p>
始動性能 (電力を常時供給するものを除く。)	<p>次の操作等により確認する。</p> <p>(1) 「試験スイッチ」等を手動操作し、停電発生と同じ状態で自動始動させる。</p> <p>(2) 試験スイッチ「入」から、電圧確立及び切替信号送出するまでの時間(始動時間)をストップウォッチにより測定する。</p>	<p>ア 停電確認、電圧確立及び切替信号送出までの自動始動動作がタイムスケジュール及びシーケンスどおりに完了すること。</p> <p>イ <u>始動時間が、40秒以内であること。</u></p> <p>ただし、自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)に準ずる蓄電池設備により電力が供給されるものは、この限りでない。</p> <p>※(ア) 始動補助装置のあるものにあつては、始動補助装置が作動している状態で始動試験を実施してよい。</p> <p>(イ) 始動時の動作時間測定例 前回点検時の時間と比較して大差がないこと。</p> <div style="text-align: center;"> <p>試験スイッチ 原動機 切替信号</p> <p>「入」 始動 電圧確立 送出</p> </div>